はしがき

本書は、近年、にわかに注目されるようになっている研究領域であるモビリティーズについて、理論的研究、経験的研究の両面から迫ったものである。本書を読みとく手がかりとなるキーワードの含意および内容構成については序章で論じているので、ここでは述べない。むしろ類書がないことに戸惑っている。そうした中で、本書に原稿を寄せている執筆者諸氏がモビリティーズ研究を現代社会の形と変容を理解するにあたり欠かせないとしたうえで、モバイルな生活の実相を浮き彫りにしようとしている。これは一見何の変哲もないように見えるが、第 Π 部の大部な叙述は以下に言及するパラダイム・シフトと密接に関連し、しかもそれが普通に想定される内容構成(第 Π 部→第 Π 部)にとどまらず、第 Π 部に立ち返っていく思考回路(第 Π 部→第 Π 部)を用意している。したがって、何の変哲もないといった先の言述は撤回しなければならない。詳述はさておき、パラダイム・シフトが媒介的な役割を果たすことによってモビリティーズ・スタディーズは通常理解できるものを超えた内容になっている。

ところで、ここでいうパラダイム・シフトはわかりやすく説明すると、グローバリゼーション・スタディーズ、メディア・スタディーズ、コミュニケーション・スタディーズのような、いわゆるボーダレス・サイエンスが人文・社会科学、自然科学の類別に取って代わることである。つまり、それによって領域に閉じられたディシプリンによる説明が後景に退くことである。今日の多様、多層(/多相)をきわめるモビリティーズの実相を明らかにするには、このほうがよりリアリティがあると考えられる。

だが見方を変えると、そうしたパラダイム・シフトによって領域に閉じられ、 単焦点化していたディシプリンによって維持されていた安定的な既存知が大き く揺らぐことになる。そしてそれによって認識上のフラッシュバックが起こり、 逆にリアリティの喪失を招いているとも考えられる。

編者としては、ここでどちらか一方に与することは避けたい。ただモビリテ

ィーズ・スタディーズの主流は明らかにパラダイム・シフトを支える側に拠っている。だから従来の移動研究の中心に位置していた階層移動研究や地域移動研究が周辺に追いやられてしまい、結果としてパラダイム・シフトの可能性を広げる一方で、縮めてしまうことにもなる。たとえば、今日、数理モデルに依存する階層移動研究はパラダイム・シフトに対してプラスにもマイナスにも作用している。

本書では、こうした理論上のバイアスやアポリアを避けるために、二つのことを意識的に追求している。

一つは、企画段階から、執筆者諸氏の間で、さらに執筆者諸氏と編集者の間でモビリティーズをめぐる新しい論点・課題をたえず提起し共有することによって、しかも偏狭な方法論に陥ることを回避することによって問題の所在と社会における位置を明らかにしようとしていることである。この場合、外に開かれたオープンな議論が欠かせないが、本書ではあくまでもインプリシットな(示唆する)次元にとどまっている。だがいずれにせよ、このことによってモビリティーズを総体として理解することが鍵となる。

そしていま一つは、執筆者諸氏の議論がそれぞれの経験的研究によって得られた知見をベースに据えながらも、それを超える理論的地平を獲得しようとしていることである。ここで注目されるのは、このところ、モビリティーズ・スタディーズの新潮流として、従来のモビリティーズ・スタディーズを西欧中心主義として批判し、それを乗り越えようとするオルタナティヴ・モビリティーズの立場が台頭していることである。そこから非西欧世界であるアジアやアフリカなどをフィールドとする経験的研究の累積が期待されるようになっている(この点は「あとがき」を参照)。本書の第Ⅱ部の諸論稿がそうした累積の「意図せざる結果」であるかどうかはさておき、そのような傾向に連なるものとしてあるといえる。またそうした点では、本書はモビリティーズ・スタディーズの新しい段階に踏み込んでいるといえるかもしれない。

さらに付言するなら、本書では、いわゆるデジタル・シフトの進展がモビリティーズ・スタディーズにどのようなインパクトをもたらしているかを検証しようとする戸口に立っている。もちろん、以上をもってモビリティーズ・スタ

ディーズが転換点を迎えていると広言するつもりはないが、本書作成に至るまでのさまざまな段階で、思いもしなかった議論に出会い、モビリティーズを論じることの難しさとともに奥の深さを知ることになったことは明らかである。 そして課題が山積していることをあらためて認識することになった。まさに編者冥利に尽きる。

なお、最後になったが、本書は過去十数年にわたるモビリティ研究会の議論 がベースになっていることを指摘しておきたい(詳細は本書あとがきを参照のこと)。

編 者

目 次

はしぇ	がき	編	者	i	
執筆者紹介		iv			
序 章	き いま,	なぜ,	モビ	リティーズな	5) 」 吉原 直樹・山岡健次郎
6	まじめに	2			
z	本書の構成	3			
				第Ⅰ部	
			モビ	リティーズの諸	企
				, , , , , , , , _{HI}	
<u>∞</u> 1 =	ェ エゾ	11 二	700	の基本的視り	PD
弗 ▮ -	早てと	リティ・	-	· 少 基平的倪	坐 ————————————————————————————————————
					古原 但倒
13	はじめに	12			
1	社会理語	論におけ	るパラ	ダイムチェンジ	; ₁₃
	1.1 始	まりとして	の言語	論的転回 13	
	1.2 空間	間論的ルネ	サンス	と空間論的転回	14
	1.3 移動	助論的転回	^	16	
2	? 移動論的	的転回の3	理論地	平	17
	2.1 「時	間・空間の	の圧縮」	と「時間・空間	の距離化」の間――ハー
	ヴェ	ェイとギテ	゛ンズの	交錯 17	
	2.2 「複	雑性」思考	ぎ/非線	形的理論の源流ー	—-ジンメルを読み直す r8
				ら――ルフェーウ	•
3	3 モビリ :	ティーズ	とイン	モビリティーズ	ž 2I
	—— [f	間/あい	だ」のi	再定式化	
	3.1 セク	ダンティス	<i>、</i> ムから	の離陸 21	

3.2 「間/あいだ」の再定式化 21

	4	脱主体と新たな関係性/集合態の出現23	
		4.1 「間/あいだ」から「創発」へ 23	
		4.2 創発の下位概念としてのアサンブラージュ・アフォーダンス・	
		アーティキュレーション 24	
		4.3 「間/あいだ」にひそむ脱主体の契機 25	
	結7	びにかえて 26	
第 2	章	モビリティーズとベック ――――	31
		――メタモルフォシス理論とは何か 伊藤美登里	
	は	じめに 32	
	1	メタモルフォシスとは何か ····· 32	
	2	なぜメタモルフォシス理論が必要なのか 33	
	3	再帰的近代化論との対比	
	4	メタモルフォシス理論の特徴 35	
		4.1 中範囲の概念 35	
		4.2 中範囲の理論化 37	
		4.3 アクター, エージェント/エージェンシー, 担体 39	
		4.4 メタモルフォシスの三つの次元 40	
		4.5 現実主義的構築主義 42	
	5	ラトゥールやアーリとの比較 44	
		5.1 なぜ彼らの理論と比較するのか 44	
		<i>5.2</i> ラトゥールとの比較 44	
		5.3 アーリとの比較 46	
	6	結 論	
金 2	音	モビリティーズとネットワーク	5 T
No O	, —	伊藤 嘉高	۲,
	は	じめに 52	
	1	モバイルな研究法としてのアクターネットワーク理論 52	
		1.1 構造の構築 —— 出来事としての構造 54	
		1.2 主体の構築 —— 出来事としての主体 56	
		1.3 集合性の構築 —— 出来事としての社会 58	

2	出 来	音としての「地域社会」をモバイルに記述する ₅₉
	2.1	移動するバリ島の伝統 6o
	2.2	モノが媒介する地域の共同性 61
	2.3	「防災」を媒介にした共同性の形成 61
	2.4	「防災」を媒介にした共同性の越境 62
3	移動	かと不動 —— 社会学的批判の作法
	3.1	足し算の批判による社会的なものの構築 64
	3.2	病院再編と地域の集合性の再構築 65
4	結	論 67
第 4 章	モ	· ダニティの両義性と複数性 ——— 71
		山岡健次郎
1	アシ	ジアから近代を問い直す ₇₂
	1.1	近代からグローバリゼーションへ 72
	1.2	mobilization \$\psi\$ is mobilities \$\sigma\$ 72
	1.3	本章のねらい 74
2	近代	で性の「植民地的系譜」を辿る
	2.1	「国家らしさ」の起源とは 75
	2.2	越境移動管理の始まり 76
	2.3	自国民/外国人という区別の始まり 77
	2.4	国民国家レジームと近代の両義性 79
3	近代	化を原初的資本蓄積過程の差異として考える ₇₉
	3.1	近代的進歩観とは 79
	3.2	中国は西洋の近代化を真似ることができるのか 80
	3.3	現代中国が直面する農村問題 81
	3.4	後発国家に残された道とは? 82
4	アシ	ジア自身の歩みを描き直す
	4.1	近代性言説による支配 84
	4.2	「已むを容れざる」を抱え込む 85
	4.3	「立論しない」歴史叙述へ向けて 86
	4.4	近代性を相対化するグローバルな世界へ 87

第Ⅱ部 グローバリゼーションから モビリティーズへ

第 5 章	ケア労働, モビリティーズ, ジェンダー —— 93 ——フィリピン人労働者の経験から 小ヶ谷千穂
1	再生産労働の国際分業と移住家事労働者 94
2	移住家事労働者にとってのモビリティーズ 97 — 国際移動と社会移動の交差性から 2.1 「矛盾した階級移動」の「痛み」 97
3	2.2 移住家事労働者の組織活動に見る,新たなモビリティ 99 「再生産労働の国際分業」と,移動主体を取り巻くジェンダー 関係 ジェンダーとモビリティーズ
4	3.1 女性移住家事労働者の世帯内での地位をめぐって 103 3.2 男性移住家事労働者とマスキュリニティ 104 グローバルな新たなモビリティの生成となるか 105 — 「家事労働者のためのディーセント・ワーク」 条約と、 グローバル・ケア・チェーン
5	ケア労働とモビリティーズの未来 108
第6章	国民国家の変容と再編
はし	じめに ── 国民国家の変容とアフリカ 114
1	アフリカ国家をどうとらえるか II6 1.1 アフリカ国家の脆弱性 II6
2	1.2 分化する国家のパフォーマンス 118 紛争国家コンゴ
3	2.2 紛争の中の国家統治 121 開発国家ルワンダ 124 3.1 ジェノサイドへの道 124
	3.2 RPF政権の開発主義 126

4	結び ―― アフリカの国家はどこに向かうか	129
第 7 章	ディアスポラとデジタル・ナショナリズム ――イボ人ディアスポラによるビアフラ分離主義運動を通松本 尚	iして
は	: じめに 134	
	ディアスポラとナショナリズム	
	現代アフリカにおける国際移動の概要	
3	ビアフラ分離主義運動とディアスポラ	139
4	デジタル空間におけるビアフラ分離主義運動の展開	1/2
1	4.1 ビアフラ戦争をめぐる記憶のポリティクス 143	*45
	4.2 ビアフラ戦争の戦没者たちを弔う 144	
	4.3 ビアフラ記念日とデジタルメディア 146	
	4.4 デジタル空間における「いま、ここ」 149	
お	わりに 150	
第8章	難民キャンプのモビリティーズ ――――	— 155
	――アフリカにおける境界的空間 村 橋	勲
1	グローバル化とモビリティーズ	156
	1.1 国際移民とモビリティ研究 156	
	1.2 「キャンプ」―― 移動と停滞の相互作用 157	
2	「キャンプ」について	158
	2.1 「キャンプ」の出現と増加 158	
	2.2 境界づけられた空間 160	
	2.3 難民のキャンプ収容 162	
3	「キャンプ」の空間性	163
	3.1 越境するヒト、モノ、カネ 163	
1	3.2 拡張するハイブリッドな空間 166 「キャンプ」の時間性	160
4	イヤノノ」の时间は	109

		4.1 半永続的な一時性 169
		4.2 未来への願望と想像力 171
	5	創発の〈場〉としての「キャンプ」 173
第 🖁	章	難民を翻弄するオーストラリアの境界政治 —— 179 —— 収容の海外移転・新植民地主義・新自由主義 飯笹佐代子
	はし	じめに ── 創出される多重な境界 18o
	1	上陸を阻まれるボートピープル 182
		1.1 移民・難民の「安全保障化」 182
		1.2 パシフィック戦略の開始(第1期) 183
		1.3 パシフィック戦略の再開 (第2期) 184
		1.4 秘匿される収容の実態 186
	2	伸び縮みする境界 ······ 187
		2.1 「移住ゾーン」の縮減 187
		2.2 脱領域的でシュールレアルな境界 188
		2.3 隣国との「境界共同管理」 189
	3	新たな植民地主義の台頭
		3.1 国境警備のためのコロニー 190
		3.2 継続するコロニアルな依存の関係 191
		3.3 オーストラリアの国内植民地化との連続性 192
	4	国境産業複合体 ―― 境界管理と新自由主義 193
		4.1 収容施設の民営化 193
		4.2 収容施設の運営を請け負う企業・団体 194
		4.3 法外な収容政策のコスト 195
	5	ネット社会における抗議活動の可能性 196
		5.1 「ワイルド・ゾーン」を告発する人たち 196
		5.2 デジタル・アドボカシー組織の活動 198
	結て	ドにかえて 198
あと	こが	き 飯笹佐代子 205
	「移	動から場所を問う」アプローチとモビリティーズ論との出会い 205
	今後	めの課題に向けて 207

事項索引 211

人名索引 217

難民を翻弄するオーストラリアの境界政治

収容の海外移転・新植民地主義・新自由主義

飯笹佐代子



豪政府による海上での厳格な国境管理を 国内外に伝えるポスター (英語以外の多 言語でも作成)。庇護希望者の密航を思い とどまらせるために「断じて、オーストラ リアはあなたたちの居場所にはならない」 と書かれている。

(出所:オーストラリア内務省のウェブページ https://www.homeaffairs.gov.au/foi/files/2019/fa-190801764-document-released-p4.PDF)

世界の難民問題が深刻化する中、先進諸国は庇護を求めて越境を試みる人々に対しても国境管理をいっそう厳格化している。9.11同時多発テロ事件を契機に、密航による庇護希望者は治安への脅威として見なされ、人権の理念も人道主義も後景に退きつつある。越境を阻むために軍隊が動員され、あるいは収容されたまま過酷な環境下で長期に留め置かれる人たちも少なくない。注目すべきは、難民を排除するための新たな「境界」が、物理的な国境線を越えて他国の領土にまで拡張され、他方で国境線の内側にも引かれるというように、変幻自在に創出されていることである。

本章では、難民の移動に決定的な影響を与えうる境界の政治を取り上げる。ボートピープルを自国に上陸させず、収容・難民審査のためにナウルとパプアニューギニアに移送してきたオーストラリアを事例に、民主国家の国境管理の領域で何が起こっているのか、その実態と背景、問題について、さまざまな事象の複合的な関係性を重視するモビリティーズ・スタディーズのアプローチを意識しつつ明らかにしたい。

はじめに――創出される多重な境界

何世紀もの移動の規制・管理を経て、なぜこんなに多くの人々が近代的で 文明化され、そして民主的な国家の周縁で亡くなり続けなければならない のか(Jones 2016: 4)。

庇護を求めて先進国に向かう海路の途上で命を落とす人たちが後をたたない。 地中海での犠牲者と行方不明者は 2014 年以降、2万 8000 人を超えた。地中海 ほどに注目されることは少ないが、本章で取り上げるインドネシアからオース トラリア領土に至る海域においても、2000 年代に入ってからこれまでに 2000 人近くが溺死か行方不明となっている。

こうした悲劇の背景の一つに、先進諸国が違法越境者を阻むために国境管理をいっそう厳格化していることが挙げられる。国境領域では違法越境者の監視や追い返し、身柄の拘束のためにしばしば軍隊が動員されるようになっており、そのものものしい光景から「違法移民に対する戦争」ないしは「対移民戦争」と称する論者もいる(Migreurop 2006; Grewcock 2009; ロジエール 2014)。軍による取り締まりは無防備な庇護希望者に対してさえも容赦なく、こうした国境の軍事化が象徴するような国境管理の強化が、逆説的にも越境を余儀なくされ先進国で庇護を求める人々に、より危険なルートによる密航を促す結果をもたらしている。

たとえ命は無事でも、収容施設に移送され、過酷な環境下で長期にわたって留め置かれる人たちも少なくない。オーストラリアは 2001 年より、庇護申請を目的に海を渡ってくる密航者、すなわちボートピープルを本土に上陸させずに南太平洋のナウルやパプアニューギニア(以下では PNG と略)のマヌス島に送って収容し、そこで難民審査を行う「パシフィック戦略(Pacific Strategy)」と称する政策を実施してきた。イギリスもこの政策に倣い、2022 年 6 月、英仏海峡を密航してきた庇護希望者の一部をルワンダへ空路移送しようとした。

Missing Migrants Project by International Organization for Migration (IOM) (Retrieved May 7, 2023, https://missingmigrants.iom.int/region/mediterranean)

Australian Border Deaths Database, Monash University (Retrieved May 7, 2023, https:// www.monash.edu/arts/migration-and-inclusion/research/research-themes/migrationborder-policy/australian-border-deaths-database)

しかしながら、その第1便が欧州人権裁判所による差し止めの判断を受け、出発直前に中止されたことは日本でも大きく報じられた。イギリス政府はルワンダ政府と、庇護希望者の受け入れの見返りとして経済支援を行う協定を結んでいるという。援助と引き換えにした難民収容・審査の海外移転は、今後、他の先進国にも波及するかもしれない。

注目すべきは、国境管理における「国境」とは地図上で示されているような、単に国家の領土を囲う固定された境界線ではないということである。オーストラリアのボートピープル政策からは、特定の人たちを巧妙に排除するために、新たな境界が一方で物理的な国境線を越え、時に他国の領土にまで拡張され、他方で国境線の内側にも引かれるというように、多重な境界が変幻自在に創出されていることが見えてくる。リアン・ウェーバーとシャロン・ピッカリングはこうした境界を、領土的な主権概念から分離した「機能的境界(functional borders)」と呼び、国境管理による関連死について把握、分析するうえで重要な概念であると主張する(Weber and Pickering [2011] 2014: 4)。そして現代の国境管理を、国家が非国家のアクターをも巻き込みながら、標的となる人々に対して選別や勾留、阻止、追放、事前回避などの方法で主権および規律権力(disciplinary power)を領土的な境界の内側や、それを超えたさまざまな場において行使する、国家権力の複雑なパフォーマンスとしてとらえる(Weber and Pickering [2011] 2014: 4, 12)。

伊豫谷登士翁は、国境を「国家による暴力と人権という崇高な理念が交差する」(伊豫谷 2021: 163) 場と表現した。しかし、「機能的境界」においては国家による暴力が顕在化し、人権の理念も人道主義も後景に退いてしまっている観が強い。果たして、そこでは何が起こっているのだろうか。本章ではオーストラリアを事例に、難民の入国を阻む「機能的境界」の実態とともに境界をめぐる政治がどのように展開されてきたのかに着目する。

ところで、ジョン・アーリの著書『モビリティーズ――移動の社会学』(Urry 2007=2015) では、12 の移動の形態が挙げられており、その筆頭が難民や移民 4) であるが、彼らの移動に決定的な影響を与えうる国境管理については触れられ

³⁾ HNK ニュース, 2022 年 6 月 15 日 (Retrieved June 15, 2023, https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220615/k10013671961000.html)

ていない。他方で、さまざまな事象の複合的な関係性を重視するモビリティーズ・スタディーズの側から、これまで難民・移民の越境や国境管理をめぐる議論を主として牽引してきたマイグレーション・スタディーズやボーダー・スタディーズの限界を指摘する論者もいる。

こうした指摘に留意しつつ、以下では単に境界/国境管理の動向が難民の移動/非移動に与える影響にとどまらず、境界/国境管理を取り巻く歴史的背景や現在起こっている新たな事象との絡み合いにも目を配りつつ、難民の移動/非移動をめぐる実態をより包括的な関係性の中で理解することを試みたい。それを通じて、オーストラリアのボートピープル政策がかつての植民地主義(コロニアリズム)の継続のうえに成り立っていること、また豪政府が推進する新自由主義と密接に関わっていることを明らかにする。加えて、同政策の非人道性に対抗する活動における新たな可能性にも言及したい。

1 上陸を阻まれるボートピープル

1.1 移民・難民の「安全保障化|

世界の難民問題はますます深刻化している一方で、先進諸国における難民の位置づけは時代とともに変化してきた。東西冷戦構造の終結に伴って共産主義陣営からの難民がそれまでのように自由主義陣営の勝利を象徴するものではなくなり、代わって増え始めたおもに第三世界からの庇護希望者は容易には難民認定されなくなった。2001年に9.11同時多発テロ事件が起こると、中央アジアや中東ないしはイスラム圏からの難民はテロリストのイメージと結びつくことで、国家に脅威をもたらす存在と見なされるようになっていく。移民・難民の「安全保障化」と称される現象である。端的に表現するならば「庇護希望者

⁴⁾ ほかには、出張旅行、若者の海外での見聞旅行、医療目的の移動、兵団などの軍事上の移動、 などが挙げられている (Urry 2007=2015: 22)。

⁵⁾ たとえば、従来のマイグレーション・スタディーズ(migration studies)の限界とモビリティ研究の可能性について論じた文献として、Kumar and Moledina (2017) を参照。ただし、前者もボーダー・スタディーズも多様な分野にわたる研究の集大成として展開されてきており、そのアプローチもさまざまである。

⁶⁾ 移民・難民の「安全保障化」に関する論考は多いが、その始まりはマイロン・ウェイナー (Myron Weiner) の 1995 年の著作に遡る。

の典型的イメージがハンナ・アレントのような白人でヨーロッパ系の知識人から、物言わぬ褐色や黒色の肌をした被害者へと変わっていく」(Malkki, cited in McGuirk and Pine eds. 2020: 7)のに伴い、彼らは未知の感染症を持ち込むかもしれず、また福祉に依存して社会保障を脅かすかもしれない人々として、加えて、テロや犯罪行為を行うかもしれない「脅威」としてもとらえられるようになってきているのだ。

オーストラリアでは1990年代の後半以降、タリバンの台頭をはじめとする中東・中央アジア情勢の混乱から逃れ、インドネシア経由で到来する庇護希望者が増加した。彼らの多くは密航斡旋業者の手配によりマレーシアやインドネシアへ空路で移動した後、インドネシアの海岸から祖末な漁船でオーストラリアに向けて出航した。本土の北岸のほかに、よりインドネシアに近いオーストラリア領土のクリスマス島(ジャワ島から約360キロメートル)やアシュモア礁(ロテ島から150キロメートル弱)をめざす船も増えていった。豪政府は密航者の難民認定後の滞在条件を大幅に制限するなどして抑止を図ったが、1999年度と2000年度にはそれぞれ計4000人を超えるボートピープルが到来した(Phillips 2014)。急遽国内に収容施設が増設され、1992年に導入された非合法入国者の強制収容措置(mandatory detention)に従って子どもも例外なく収容された。

1.2 パシフィック戦略の開始(第1期)

2001 年 8 月末に起きた「タンパ号事件」は、豪政府のボートピープルに対する強硬姿勢を内外に知らしめるとともに、その後のボートピープルの命運を大きく変えることとなる。アフガニスタン人ら 400 人以上を乗せた密航船がジャワ島からクリスマス島へ向かう途中で沈没寸前となり、公海上でノルウェーの貨物船タンパ号によって救助された。豪当局はタンパ号の領海への侵入を拒否したため、彼らは海上で立ち往生することになる。タンパ号の船長が乗船者の健康悪化を懸念して領海内に船を進めるやいなや、豪政府は軍の特殊空挺部隊を出動させ、実力行使によって侵入を阻止し、庇護を希望する乗船者全員を

⁷⁾ 密航の具体的な事例については、飯笹(2016; 2024)。なお、これらの文献を含む既発表の論文と本章との記述において、部分的に重複があることをお断りしておきたい。

軍艦に乗せて南太平洋のナウルへと移送した。「パシフィック戦略」の始まり 8) である。

アメリカで 9.11 同時多発テロ事件が起きたのは、上記の庇護希望者を乗せた軍艦がナウルへ向かう航海中であった。その衝撃の中、直後の豪連邦議会においてパシフィック戦略を遡及的に合法化するための法案採択をはじめボートピープル政策の厳格化が一気に進められた。2008 年 2 月に同戦略がいったん廃止されるまでに(第1期)、約 1600 人がナウルとマヌス島に送られた。それでも難民認定されれば、この時点ではオーストラリアに定住できる可能性が開かれていた。

1.3 パシフィック戦略の再開 (第2期)

2003年以降,ボートピープルの到来は減少が見られたが,08年にパシフィック戦略が廃止された直後から再び増え始め,到来数は2009年度に5000人超,2012年度には2万5000人超とその5倍へと急増し(Phillips 2014),国内の収容施設は飽和状態となった。その背景には、タリバン勢力の復活や、内戦終結後のスリランカから反政府側タミール人が脱出し始めたことなどもある。海難事故も多発し多くの命が失われた。2012年8月、豪政府はパシフィック戦略の再開を決定し(第2期)、さらに翌年の7月19日以降に到来した庇護希望者には、たとえ難民認定されたとしても定住先はナウルかPNGに限定し、オーストラリアでの定住を認めないという、より厳しい措置を追加した。

その不幸な対象となったのは約3200人で、イラン出身者がもっとも多く、無国籍者、アフガニスタン出身者と続く。収容人数のピークは、単身男性が送られたマヌス島で2014年1月に1353人、家族や単身女性が送られたナウルでは同年8月に1233人となった(Refugee Council of Australia 2023)。彼らは豪政府の政策用語では「通過者(transitory person)」と呼ばれる。

⁸⁾ タンパ号事件についての詳細は、飯笹 (2007)。

⁹⁾ 実際に700人以上がオーストラリアに受け入れられている。その他の受け入れ先はニュージーランド(約400人)などで(Expert Panel on Asylum Seekers 2012: 131), 出身国等に帰還した500人近くの多くを占めるアフガニスタン人の大半は、9.11 同時多発テロに対するアメリカの報復攻撃によって2001年2月にタリバン政権が崩壊していなければ、難民認定された可能性が高いと思われる。



2015年から、後述するように 2023年までの約9年間は、ナウルにもマヌス島にも新たに送られた人はいなかった。2013年9月に豪政府が軍主導の国境警備作戦として「主権国家の境界作戦 (Operation Sovereign Borders)」を開始し、オーストラリアに向かう密航船を海上で監視し、拿捕してインドネシア側に追い返す (turn back) ことを徹底化したからだ。同作戦の実態は軍事機密同様に情報統制されており、海上での密航船の阻止や拿捕の方法、乗船者の国籍などについて詳細は公表されていない。明らかに難民条約のノン・ルフールマンの原則に違反したこの措置によりボートピープルの新たな流入は激減した一方で、すでにナウルとマヌス島に送られた人々は劣悪な環境下に置かれ続けた。彼らのうち少なくとも13人が自殺や医療放置などで亡くなっている(Refugee Council of Australia 2020)。

^{10) 2014} 年 9 月にカンボジアも定住先に加えられたが、定住したのは数人にすぎない (飯笹 2018:106)。

^{11) 1951}年の「難民の地位に関する条約」で示された原則で、迫害される可能性のある難民や庇護希望者の入国拒否、追放、送還を禁じている。

あとがき

本書は、2011年、当時、一橋大学と東北大学でそれぞれ教鞭をとっていた伊豫谷登士翁氏と吉原直樹氏が提案して発足した「モビリティ研究会」での議論をもとに生まれたものである。当初のメンバーは両氏の門下生が中心であったが、研究関心を共有する他のメンバーも随時加わり、2、3カ月に一度の頻度で集まって研究報告と議論が重ねられた。コロナ禍でも、オンライン会議システムを活用しながら、研究会は途切れることなく続けられた。スクリーンの中の伊豫谷氏は、いつも、闘病中であることをまったく感じさせない迫力と明晰さと、そして持ち前のユーモアをもって発言され、吉原氏とともに闊達な議論を誘導してくださった。本書の出版企画にも並々ならぬ情熱を示されており、2022年5月にご逝去の報が届いたとき、その悲報をにわかに信じることができなかった。その後、伊豫谷氏のご遺志を引き継ぐべく、吉原氏の多大なご尽力と、研究会メンバーの協力のもとに刊行に漕ぎ着けることができたのが本書である。

「移動から場所を問う」アプローチとモビリティーズ論との出会い

吉原氏と伊豫谷氏が出会う契機となったのは、『人の移動事典――日本からアジアへ・アジアから日本へ』(丸善出版,2013年)の共同編集に関わったことだったとうかがっている。コミュニティ・地域社会学の分野において卓越した業績をもつ吉原氏は、日本におけるモビリティーズ・スタディーズの展開を牽引してきた第一人者でもある。吉原氏のモビリティーズ論については、本書の第1章で解説されているので、ここでは繰り返さない。

一方、伊豫谷氏は経済学を起点としながら、グローバリゼーション研究へと 視野を広げ、国際的な人の移動の問題について精力的に論じてきた。その背景 には、従来の移民研究に対する根本的な疑問と強い不満があった。これまでの 移民研究が問題にしてきたのは、いかに移民が送り出され、いかに移民が受け 入れられるのかという、いわば移動の「始点」と「終点」についてであったと いえる。果たしてそれは、真に移民について論じたことになるのであろうか、と伊豫谷氏は疑問を呈した。移民研究は移民を対象としているように見えて、実のところ、送り出し社会(国家)と受け入れ社会(国家)について論じてきたにすぎないのではないか。伊豫谷氏はそれを、「移民不在の移民研究」と痛烈に批判した。

さらに、伊豫谷氏が問題視したのは、定住している人々のあり方が状態/正常であり、移動する人は「例外」、もしくは本来あるべき状態からの逸脱として見なす、社会科学に深く浸透する暗黙の考え方である。あくまで「国民国家」の「国民」であることを正常な状態とする前提に立っているかぎり、移動と場所をつなぐ「経路」も、また移動によって創り出される場所の多様性も抜け落ちてしまう。そればかりか、「国民国家」が揺らぎ、故郷あるいは戻るべき場所が流動化している現代が抱える課題を見えなくしてしまうのではないか。そこで伊豫谷氏が提唱したのが、「移動から場所を問う」ことへの思考の転換である。それは単に、移民研究だけに向けられたものではない。社会科学そのものが固定的な場所を想定したうえで理論的に構築されているのだとしたら、近代が作り上げた社会科学全体の知的生産のあり方にも関わってくるからだ。移民研究を糸口にして、社会科学に関わる学知の編成を問い直すことができるのではないか。そうした試みを、伊豫谷氏は「方法としての移民」と呼んだ。

以上のような伊豫谷氏が提起した視座と、吉原氏のモビリティーズ論が出会うのは時代の必然であったといえよう。両氏の知的コラボは分野を超えて影響を与え、人々を巻き込みながら成果を生み出していった。まさしく本書もその一つである。実は、モビリティ研究会による最初の出版物としては、2019年に刊行した『応答する〈移動と場所〉——21世紀の社会を読み解く』(ハーベスト社)があり、それは研究会としての中間報告的な内容であった。伊豫谷氏はさらに考察を進め、グローバリゼーションが社会をどのように変えてきたの

¹⁾ 以上の伊豫谷氏の問題提起については、主として以下を参照。

伊豫谷登士翁,2007,「方法としての移民――移動から場をとらえる」伊豫谷登士翁編『移動から場所を問う――現代移民研究の課題』有信堂高文社

伊豫谷登士翁, 2013,「『移民研究』の課題とは何か」伊豫谷登士翁編『移動という経験—— 日本における「移民」研究の課題」有信堂高文社

伊豫谷登士翁、2021、『グローバリゼーション――移動から現代を読みとく』 筑摩書房

かという問いについて、「移動」と「場所」の観点から吉原氏と対談を行う提案をされ、最期まで意欲を示されていた。筆者がもっと速やかにその準備を進めていたならば、本書への収録を果たせたのではなかったかと、後悔の念は尽きない。心よりご冥福を祈りつつ、氏の研究への思いを、本書を通じて読みとっていただくことを願うばかりである。

今後の課題に向けて

本書のタイトルには「社会学」とあるが、執筆者の専門領域は社会学のみならず文化人類学、政治学、政治思想史など多岐にわたっている。それは、先述の通り伊豫谷氏と吉原氏の知的コラボが専門分野を超えたうねりを生み出したことの証左でもあり、同時に、モビリティーズ・スタディーズそのものが社会科学全体の地殻変動を促しうる知的ダイナミズムを有していることにもよる。

モビリティーズ・スタディーズの射程の広がりと奥深さゆえに、本書で論じられなかった課題も少なくない。その中の一つに、近年の COVID-19 のパンデミックによる移動規制と、それがモビリティに及ぼす今後の影響を挙げることができよう。モビリティーズ・スタディーズを提唱したイギリス人のジョン・アーリ(1946~2016)は、吉原氏らが翻訳された『モビリティーズ――移動の社会学』(原著は 2007 年、邦訳は 2015 年に刊行)において、2002 年に流行した SARS を引き合いに、ウイルスがグローバルな移動によって瞬く間に世界中に拡散することを警告している。その一方で、国境閉鎖をはじめとする移動規制についてはほとんど触れていない。もし、アーリがパンデミック禍により越境活動が中断された世界を見ることができたならば、どのような議論を展開したであろうか。今後のモビリティーズ・スタディーズにおいて、国境/境界への視座がより要請されることになるであろう。

他方で、パンデミック禍の中で台頭したバーチャルなモビリティをどのようにとらえ、分析していくのかという課題も重要である。たとえば、スクリーンを通じたデジタルな観光は、世界中の人々を動員し、さまざまなテクノロジーを駆使することで、文字通り時空間が圧縮され、ある意味、実際の観光よりも

²⁾ Urry, John, 2007, *Mobilities*, Polity Press. (吉原直樹・伊藤嘉高訳, 2015, 『モビリティーズ ——移動の社会学』作品社)

短時間ではるかに濃縮された体験を可能とした。これは移動が規制されたパンデミック禍だけの旅行の代替手段にとどまらず、それ自体が別次元のツーリズムの展開としてとらえられるべきであろう。バーチャルなモビリティとリアルなモビリティが相互にどう共存し、あるいはどう対抗しながら人々のモビリティ認識に影響を与えていくのかも、興味の尽きないテーマの一つである。

ところで、多くの社会科学がそうであるように、モビリティーズ・スタディーズもまた西洋諸国を中心に発展してきた経緯から、その先行研究も西洋社会に関わるものが席巻している。それに対して近年、「オルタナティヴ・(イン)モビリティーズ」という表現に示されるように、非西洋社会の文脈に根ざした研究によってモビリティーズの脱西洋中心主義をめざす試みが出てきている。期待されるのは、「オルタナティヴ」の名のもとに、西洋中心主義を単に反転させただけのアジア中心主義やアフリカ中心主義に向かうのでもなく、また、これまでの学問的蓄積に、非西洋の事例をただ付け加えることにとどまることのない研究のあり方であろう。

現代世界において、地域によって濃淡がありながらも、増え続けるヒトやモノの越境と、さらにはデジタルメディアの存在も相まって、西洋/非西洋が混在し、それらがますます複雑に絡み合いながら国家や社会に影響を及ぼしている。こうした刻々と変容するグローバル社会のダイナミズムに、本書の第Ⅱ部で試みているように非西洋社会の視点から光を当てることで、従来とは異なる光景が立ち現れてくるだろう。西洋/非西洋の二項対立を超えた――そもそもこの二分法自体を問い直す必要もあるが――「グローバル・モビリティーズ・スタディーズ」の展開に向けて、本書がささやかながらも貢献できることを願いたい。

末筆で恐縮ながら、本書の執筆者だけでなく、モビリティ研究会に参加してくださったすべての方々にお礼を申し上げたい。専門分野も研究対象地域も異なる多様なメンバーから成る研究会はいつもワクワクする知的刺激の場であり、たくさんのことを学ばせていただいた。また、吉原直樹氏と山岡健次郎氏には、

³⁾ たとえば、Nogueira, M. A. ed., 2022, *Alternative* (*Im*) *Mobilities*, Routledge は, ブラジルを中心に第三世界の事例を扱っている。

共編者として名を連ねながらも頼りない筆者を支えていただいた。

そして何より、有斐閣書籍編集第二部の松井智恵子さんのご尽力なくして本 書は存在しえなかった。的確なご助言をはじめ、編集者としてのすべてのお仕 事ぶりに敬服しつつ、心より感謝申し上げます。

2024年5月28日 伊豫谷登士翁氏の三回忌のご命日に

飯笹佐代子

モビリティーズの社会学

Towards a Sociology of Mobilities

2024年6月30日初版第1刷発行

編 者 吉原直樹·飯笹佐代子·山岡健次郎

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17

https://www.yuhikaku.co.jp/

組 版 株式会社明昌堂

印 刷 萩原印刷株式会社

製 本 大口製本印刷株式会社

装丁印刷 株式会社亨有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2024, Naoki Yoshihara, Sayoko Iizasa, Kenjiro Yamaoka.

Printed in Japan ISBN 978-4-641-17498-6

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行 業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

□ZOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。